

太陽光発電設備等設置に関する条例 等の対応状況について

R5.8.31 箕輪町環境審議会

地上設置型太陽光発電設備の条例化等に係る調査・研究特別委員会

	県 (地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例(仮称))	箕輪町 (箕輪町再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン)	周辺自治体 (伊那市:伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例) (辰野町:辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例)
地域住民等への説明	<ul style="list-style-type: none"> 事業基本計画の策定・提出を義務付け 事業基本計画に関する説明会開催義務付け 地域住民等は意見等の申出が可能、意見等に対し事業者は誠実な対応 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催(対象:住民、隣接地権者及び関係区) 議事録の作成、町への提出(計画書提出時) 	(伊那市) <ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催(地域住民:事業区域の境界から水平距離30m以内の区域に土地若しくは建築物所有者・居住者、当該対象区域に係る自治会居住者又は事業により影響を受ける者で市長が必要と認めたもの) 開催後7日以内に報告(辰野町) 説明会の開催(周辺住民及び関係区) 経過報告必要
地域住民等の同意	<ul style="list-style-type: none"> 必要としない 	<ul style="list-style-type: none"> 必要(近隣住民、地元区長、隣接地権者) 	(伊那市) <ul style="list-style-type: none"> 必要(所有者、隣接土地所有者、自治会等の長等) (辰野町) 事業区域5000㎡の場合、関係区の合意
設置場所に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> 特定区域※は原則不許可 ※「地域森林計画対象森林」「砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」 斜度30度以上の急傾斜箇所その他の災害の恐れある箇所では、安全基準を満たさないもの事業禁止 環境配慮区域:事業による影響の整理、環境保全策検討義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> 設置の忌避:地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域 要配慮:農用地区域 景観保護:景観条例、歴史的景観に対応 	(伊那市) <ul style="list-style-type: none"> 県の特定区域と文化財保護法・保護条例に規定する区域、農用地区域、斜度30度以上の斜面を禁止区域に設定 洪水浸水想定区域、埋蔵文化財包蔵地、景観形成住民協定区域、水道水源保全地区等を特に配慮が必要な抑制区域に設定(辰野町) 県の特定区域と文化財保護法に規定する区域、鳥獣保護区、町条例指定都市公園等を禁止区域に指定
屋根に設置する太陽光発電設備の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 条例の対象としない 	<ul style="list-style-type: none"> 10kw以上の場合ガイドラインの対象 	(伊那市) / (辰野町) <ul style="list-style-type: none"> 条例の対象としない

(参考) 上伊那地域の条例等の状況

市町村名	条例等の名称	主な内容	許可・届出	住民への事前説明・同意	事前協議	区域の規制
伊那市	伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例	以下のいずれかに該当する野立て太陽光発電設備 ①発電出力10kw以上 ②事業区域の面積1000㎡超 ③事業区域の土地の高低差13m超	許可制	・事前説明必要 ・所有者、隣接土地、建物の所有者、占有者、管理者、自治会等の長、市長が必要と認める者の同意	必要	以下の区域を設定 ・禁止区域 ・抑制区域
辰野町	辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例	・発電出力の合計が30kw以上の施設の設置、増設、維持管理及び運用 ・事業区域5,000平方メートル以上の場合、町環境審議会に諮問	許可制	・事前説明必要 ・事業区域5000㎡以上の場合、関係区の同意	必要	禁止区域を設定
南箕輪村	南箕輪再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	・発電施設容量が10kw以上の建設等が対象	届出制	・事前説明必要 ・地元区長、隣接地権者の同意	必要	設置を避けるべき区域を規定
駒ヶ根市	駒ヶ根市景観条例 地上への太陽光発電設備設置に関するガイドライン	・設置面積500㎡を超える地上設置型太陽光発電設備が対象	届出制	・事前説明必要	不要	
飯島町	飯島町地域自然エネルギー基本条例、飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続きに関する規則	・発電施設の容量が10kw以上の新設・増設、大規模な改修を行う場合を対象	許可制	・事前説明必要 ・区、自治会長の同意	必要	抑止地域を設定
中川村	中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例	・発電出力が10kw以上のもの	届出制	・事前説明必要	必要	禁止区域を設定
宮田村	再生可能エネルギー発電施設建設ガイドライン	・発電施設の容量が10kw以上の新設、増設、改修を対象	届出制	・事前説明必要	不要	

(長野県実施) 太陽光発電設置に係る県内市町村取組状況等調査結果 (R4.4.1現在) 及び各自治体の条例等から